守谷輸送機工業株式会社

# 第76期
# 定時株主総会
# 招集ご通知

**開催日時**

2023年６月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）

**開催場所**

神奈川県横浜市金沢区福浦1-1-1
横浜テクノタワーホテル
３階　麗峰

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

**決議事項**

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第４号議案　役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金打切り支給の件

**書面またはインターネットによる議決権行使期限**
2023年６月28日（水曜日）午後５時まで

**守谷輸送機工業株式会社**
証券コード：6226

証券コード　6226
2023年６月13日
（電子提供措置の開始日2023年６月６日）

株　主　各　位

横浜市金沢区福浦一丁目14番地９
**守谷輸送機工業株式会社**
代表取締役社長　　守　谷　　貞　夫

# 第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第76期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
　　当社ウェブサイト　https://moriya-elevator.co.jp/ir/library/
　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
　　東京証券取引所ウェブサイト
　　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
　　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。
　**なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年６月28日（水曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**1. 日　　時**　2023年６月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）
**2. 場　　所**　横浜市金沢区福浦１丁目１番１号
　　横浜テクノタワーホテル　３階　麗峰
**3. 目的事項**
　**報告事項**　第76期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　**決議事項**
　　**第１号議案**　剰余金の配当の件
　　**第２号議案**　取締役９名選任の件
　　**第３号議案**　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
　　**第４号議案**　役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金打切り支給の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申しあげます。

## 当日ご出席いただけない場合

### 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2023年6月28日（水曜日）午後5時到着

### インターネットによる議決権行使の場合



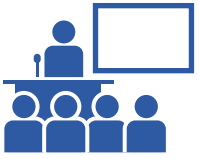
当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2023年6月28日（水曜日）午後5時まで

**詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。**

## 当日ご出席いただける場合

### 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2023年6月29日（木曜日）午前10時

**●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い**

1. 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
2. インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

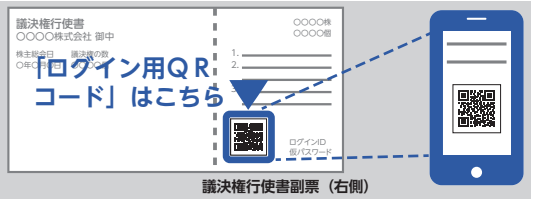
# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、2023年６月28日（水曜日）午後５時までに、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## ＱＲコードを読み取る方法

スマートフォンでＱＲコードを読み取っていただくことで、ログインＩＤ・パスワードの入力が不要になります。

1．同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用ＱＲコード」を読み取ってください。




2．以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

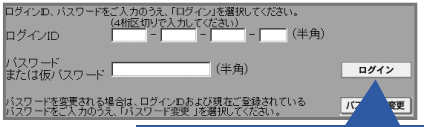
※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(https://evote.tr.mufg.jp/)

1．パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

2．同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご入力ください。




入力後、「ログイン」をクリック

3．「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。




入力後、「送信」をクリック

4．以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

(1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。
(2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
(3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）　受付時間 午前9時～午後9時

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

**第１号議案**　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題の一つとして認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、剰余金の配当を安定かつ継続的に実施することに加え、業績向上に伴い内容を充実していくことを剰余金配分についての基本方針として位置付けており、その具体的な指標として、配当性向25％程度を目安に配当を実施していきたいと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質を強化するとともに、持続的な事業拡大に向けた生産設備やＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）、人材等への投資に活用していく方針であります。

上記の方針のもと、当期の期末配当につきましては、１株当たり７円50銭とさせていただきたいと存じます。

これにより中間配当金７円50銭と合わせた年間配当金は１株当たり15円となります。

1. 配当財産の種類
   金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   当社普通株式１株につき金　７円50銭
   配当総額　130,484,723円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
   2023年６月30日

**第２号議案**　取締役９名選任の件

当社の取締役は、2021年12月27日開催の当社臨時株主総会において、選任いただいた９名のうち、2023年３月31日付けをもって取締役宮本公夫氏が辞任により退任され、また本総会終結の時をもって取締役８名が任期満了となりますので、改めて取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | もりや　さだお<br>守谷　貞夫<br>1940年12月16日生<br>再任 | 1964年　４月 ㈱神戸製鋼所入社<br>1969年 12月 当社入社　社長室長<br>1970年　４月 当社常務取締役<br>1974年　９月 当社専務取締役<br>1983年　６月 当社代表取締役社長<br>2023年　４月 当社代表取締役社長兼営業本部長（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>上海守谷電梯有限公司（子会社）董事<br>東京エレベータ工業協同組合　理事長 | 1,515,700株 |
| | 【候補とした理由】　守谷貞夫氏は、1983年６月から当社代表取締役社長として当社の業績向上を牽引してきたことから、経営全般に関する幅広い知見や豊富な経験・実績を有しており、当社の監督を適切に行うことができることを期待しております。当社は、引き続き同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者といたしました。 | | |
| 2 | きとう　じゅん<br>鬼頭　淳<br>1972年８月12日生<br>再任 | 1996年　４月 当社入社<br>2010年　４月 当社工事部長<br>2012年　７月 当社取締役工事部長<br>2013年 10月 当社取締役工事部長兼製造部長<br>2018年　４月 当社取締役製造部長兼購買積算部長<br>2020年　４月 当社取締役生産本部長兼製造部長（現任） | 2,000株 |
| | 【候補とした理由】　鬼頭淳氏は、工事部門及び製造部門の業務経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等においてその豊富な経験を基に意見、提言等を行っております。当社は、引き続き同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者といたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | ふなばし　ひろゆき<br>舟橋　裕之<br>1963年３月２日生<br>再任 | 1985年　４月 ㈱セイワ企画入社<br>1986年　９月 当社入社<br>2010年　４月 当社船舶部長<br>2012年　７月 当社取締役船舶部長<br>2014年　７月 当社取締役船舶部長兼購買積算部長<br>2017年　４月 当社取締役船舶部長兼大阪支店長<br>2020年　４月 当社取締役営業副本部長兼大阪支店長(現任) | 6,000株 |
| | 【候補とした理由】　舟橋裕之氏は、営業部門の業務経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等において、その豊富な経験を活かして、意見、提言等を行っております。当社は、引き続き同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者といたしました。 | | |
| 4 | さくらい　ともかず<br>櫻井　智一<br>1972年12月21日生<br>再任 | 1996年　４月 当社入社<br>2015年　10月 当社技術部長<br>2017年　５月 当社取締役技術部長<br>2020年　４月 当社取締役技術本部長兼設計部長<br>2023年　４月 当社取締役技術本部長(現任) | 2,500株 |
| | 【候補とした理由】　櫻井智一氏は、技術設計部門の業務経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等において、その豊富な経験を活かして、意見、提言等を行っております。当社は、引き続き同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者といたしました。 | | |
| 5 | つちや　ひろし<br>土屋　寛<br>1963年２月８日生<br>再任 | 1985年　４月 ㈱横浜銀行入行<br>2009年　７月 同行大島支店長<br>2012年　10月 同行リスク統括部コンプライアンス委員会事務局長<br>2017年　10月 当社出向<br>2018年　11月 当社入社<br>2020年　４月 当社総務部長<br>2020年　６月 当社取締役管理本部長兼総務部長(現任) | 2,885株 |
| | 【候補とした理由】　土屋寛氏は、金融機関での経験や財務会計及び人事労務の業務経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等において、その豊富な経験を活かして、意見、提言等を行っております。当社は、引き続き同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者といたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 6 | つちや　たかひろ<br>土屋　貴弘<br>1972年９月12日生<br>新任 | 1996年　４月 平和地所㈱ 入社<br>1999年　４月 川本工業㈱ 入社<br>2004年　５月 当社入社<br>2010年　４月 当社第二営業統括部 課長<br>2014年　４月 当社第二営業統括部 次長<br>2017年　４月 当社東京支店長（現任） | 24,000株 |
| | 【候補とした理由】　土屋貴弘氏は、営業部門の業務経験が豊富であることから、その経験と実績を当社の経営に活かしたいため、取締役候補者といたしました。 | | |
| 7 | やべ　たくみ<br>矢部　匠<br>1979年７月28日生<br>新任 | 1999年　４月 ㈱日成（現㈱協和日成）入社<br>2005年　９月 当社入社<br>2010年　４月 当社工事部 課長<br>2013年　10月 当社工事部 次長<br>2016年　４月 当社工事部長（現任） | ― |
| | 【候補とした理由】　矢部匠氏は工事部門の業務経験が豊富であることから、その経験と実績を当社の経営に活かしたいため、取締役候補者といたしました。 | | |
| 8 | こかじ　きよし<br>小梶　清司<br>1947年10月23日生<br>再任<br>社外<br>独立役員 | 1970年　４月 ㈱日本興業銀行入行<br>1995年　６月 同行京都支店長<br>1997年　６月 日本相互証券㈱取締役営業本部部長<br>2004年　６月 同社専務取締役管理本部長<br>2006年　６月 ㈱日本国債清算機関（現㈱日本証券クリアリング機構)代表取締役社長<br>2021年　３月 当社取締役（現任） | ― |
| | 【候補とした理由】小梶清司氏は、金融機関での勤務や企業経営の経験を有しており、高い見識と豊富な経験を基に取締役会や社内の各種会議等においてその豊富な経験を基に意見、提言等を行っております。当社は、引き続き経営への助言・監督を通して当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与していただくことに期待して、取締役候補者といたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 9 | うちだ　　くにひこ<br>内田　　邦彦<br>1952年２月２日生<br>再任<br>社外<br>独立役員 | 1979年　４月 弁護士登録、熊倉洋一法律事務所入所<br>1983年　４月 内田邦彦法律事務所開設<br>（現在に至る）<br>2017年　４月 神奈川県労働委員会公益委員<br>横浜地方裁判所・簡易裁判所調停委員<br>2021年　３月 当社取締役（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>弁護士　内田邦彦法律事務所　所長 | ― |
| | 【候補とした理由】　内田邦彦氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、主としてコンプライアンス面において、取締役会や社内の各種会議等において意見、提言等を行っております。当社は引き続き経営への助言・監督を通して当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与していただくことに期待して、取締役候補者といたしました。 | | |

(注)1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小梶清司氏及び内田邦彦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって２年３ヶ月となります。
3. 当社は小梶清司氏及び内田邦彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、社外取締役候補者の小梶清司氏及び内田邦彦氏との間に会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任につき、善意で過失がないときは、同法第425条第１項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

株主総会参考書類（ご参考）

第２号議案が承認された場合の役員体制及び当社が期待する専門性と経験（スキルマトリックス）

| | 氏　名 | 企業経営 | 業界の知見 | 財務会計 | 法務・リスクマネジメント | 人事労務 | 製造/技術/開発 | 営業・マーケティング | ＩＴ/ＤＸ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 取締役 | 守谷　貞夫 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 鬼頭　　淳 | ● | ● | | | ● | ● | | ● |
| | 舟橋　裕之 | ● | ● | | | | | ● | |
| | 櫻井　智一 | | ● | | | | ● | | ● |
| | 土屋　　寛 | | | ● | ● | ● | | | |
| | 土屋　貴弘 新任 | | ● | | | | | ● | |
| | 矢部　　匠 新任 | | ● | | | | ● | | |
| | 小梶　清司 社外 独立 | ● | | ● | ● | | | | |
| | 内田　邦彦 社外 独立 | | | | ● | ● | | | |
| 監査役 | 松葉　敏宏 | ● | | ● | ● | ● | | ● | ● |
| | 垣内　　晃 社外 独立 | | ● | | ● | | ● | ● | |
| | 脇阪　　守 社外 独立 | ● | | ● | ● | ● | | ● | |

(注) 取締役(候補者)、監査役の有する全てのスキルを表すものではありません。

**第３号議案**　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2023年３月31日付けで辞任により退任された宮本公夫氏及び本総会終結の時をもって退任されます鈴木誠氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社が定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案の株主総会への付議は、役員退職慰労金規程に沿って取締役会で決定しており相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏　名 | 略　歴 |
|---|---|
| すずき　まこと<br>鈴木　誠 | 1998年　５月　当社取締役<br>2005年 10月　当社常務取締役<br>2014年　７月　当社専務取締役　現在に至る |
| みやもと　きみお<br>宮本　公夫 | 2004年　７月　当社取締役<br>2010年　６月　当社常務取締役 |

**第４号議案**　役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金打切り支給の件

当社は2023年５月31日開催の臨時取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第２号議案の承認可決を条件として重任される取締役のうち、社外取締役を除く５名および在任中の監査役のうち、社外監査役を除く１名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、取締役および監査役の退任時といたしたく、その具体的な金額、支給の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また具体的な個人別の退職慰労金は、当社役員退職慰労金規程に基づき算定するものであるため、相当であると判断しております。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、以下のとおりであります。

| 氏　名 | 略　歴 |
|---|---|
| もりや　さだお<br>守谷　貞夫 | 1970年　４月　当社常務取締役<br>1974年　９月　当社専務取締役<br>1983年　６月　当社代表取締役社長　現在に至る |
| きとう　じゅん<br>鬼頭　淳 | 2012年　７月　当社取締役　現在に至る |
| ふなばし　ひろゆき<br>舟橋　裕之 | 2012年　７月　当社取締役　現在に至る |
| さくらい　ともかず<br>櫻井　智一 | 2017年　５月　当社取締役　現在に至る |
| つちや　ひろし<br>土屋　寛 | 2020年　６月　当社取締役　現在に至る |
| まつば　としひろ<br>松葉　敏宏 | 2019年　９月　当社監査役　現在に至る |

以　上

# 事　業　報　告

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

## 1.　会社の現況に関する事項

### （1）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の緩和により、経済社会活動の正常化がすすみ、個人消費を中心に持ち直しの動きがみられるものの、世界的な資源・エネルギー価格の上昇やインフレの昂進、急激な為替相場の変動等により物価上昇圧力が高まるなど、その先行きは依然として不透明な状況が続いております。

主として荷物用エレベーターの製造・販売、据付及び保守・修理を展開する当社においても、鋼材をはじめとする資材価格の高止まりや、円安による輸入資材価格の上昇が、足元の収益を押し下げております。

その一方、eコマース市場の拡大や物流施設の大型化、生産拠点の国内回帰という市場環境の中、受注状況は堅調であり、新規受注時における販売価格の見直し、一部資材の国内調達への切り替え、内製化によるコストメリットの追求等の施策を行ってまいりました。

このような中、当社の「エレベーター（船舶用を除く。）」の売上高は、着工及び納品がおおむね順調に推移し、8,442百万円（前事業年度比17.2%増）となりました。このうち、新規設置は454台（前事業年度は396台）で、売上高は7,489百万円（前事業年度比14.1%増）、入替は23台（前事業年度は19台）で、売上高は953百万円（前事業年度比49.2%増）となりました。

「保守・修理」の売上高は、6,522百万円（前事業年度比5.2%増）となりました。これは、保守・点検契約の解約・休止台数が131台（前事業年度は107台）となる一方で、新規契約台数は402台（前事業年度は413台）、再契約台数は59台（前事業年度は20台）となったことから、期末の保守・点検契約台数は6,718台（前事業年度は6,388台）となったことなどによるものです。

「船舶用エレベーター」の売上高は、451百万円（前事業年度比6.7%減）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は15,416百万円（前事業年度比11.0%増）、営業利益は777百万円（前事業年度比57.2%減）、経常利益は791百万円（前事業年度比56.9%減）、当期純利益は641百万円（前事業年度比44.0%減）となりました。

なお、当事業年度末における受注残高は13,912百万円(前事業年度末比21.2%増)となりました。

また、当社はエレベーター事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は212百万円となりました。その主なものは、設計部門の生産性向上を目的とした、オフィス「テクニカルセンター」の移転に伴う改装・設備工事38百万円、基幹業務情報の統合デジタル化システムの稼働108百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

国内の荷物用エレベーターの納入先である物流施設等の建築動向は、概ね順調に推移しており、受注状況も堅調であることから、今後も好調な新設需要は続くと考えております。これに伴い保守・点検契約の台数についても伸長が見込まれます。

一方、鋼材をはじめとする資材価格の高止まりや、円安による輸入資材価格の上昇が、足元の収益を押し下げております。

こうした事業環境のもと、当社が対処すべき主な課題は、以下と考えております。

①販売価格見直しによるコストアップの吸収

資材価格高騰や円安による輸入資材価格上昇の影響を、自助努力により吸収することには限界があることから、引き続き販売価格の見直しを続けてまいります。

②生産能力・据付能力の拡充

堅調な需要に対応していくため、工場の新設、生産設備の更新・合理化投資等を順次行い、生産能力を高めていく方針です。併せて、エレベーターを建物に設置する据付工事の人員を増員して、受注案件の処理能力を高めてまいります。

③自社保守能力の向上及びコストメリットの追求

首都圏を中心に大阪、名古屋、福岡でも、保守修理・点検業務の内製化により、自社保守能力の向上と、コストメリットを追求してまいります。

④人材の確保

事業の拡大に対応するため、競争力の根幹である優秀な人材採用を進めてまいります。具体的には、設計部オフィスの移転、本社の拡充、鳥浜新工場の建設などによる労働環境の充実や企業認知度の向上等を通じて、新卒・中途の積極的な採用を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区　　分 | 第73期<br>2020年３月期 | 第74期<br>2021年３月期 | 第75期<br>2022年３月期 | (当期) 第76期<br>2023年３月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高 (百万円) | 12,110 | 13,517 | 13,885 | 15,416 |
| 経　常　利　益 (百万円) | 1,395 | 1,713 | 1,833 | 791 |
| 当　期　純　利　益 (百万円) | 860 | 1,084 | 1,145 | 641 |
| １株当たり当期純利益 (円) | 60.18 | 75.23 | 74.89 | 37.02 |
| 総　資　産 (百万円) | 8,482 | 9,865 | 12,022 | 12,766 |
| 純　資　産 (百万円) | 3,305 | 4,571 | 7,253 | 7,538 |
| １株当たり純資産額 (円) | 229.33 | 300.73 | 418.47 | 433.32 |

(注) １．記載金額(１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を除く) は、百万円未満を切り捨て表示しております。
２．2021年12月15日開催の取締役会決議により、2022年１月４日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っておりますが、第73期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
３．第75期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日) 等を適用しております。第75期以降の財産及び損益の状況については当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (7) 主要な事業内容

| 事　　業 | 事　業　内　容 |
|---|---|
| エ レ ベ ー タ ー 事 業 | エレベーター等の設計製造・販売、据付及び保守・修理 |

### (8) 主要な営業所及び工場（2023年３月31日現在）

| 名　　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| 本　社　工　場 | 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目14番地９ |
| サービスセンター | 神奈川県横浜市金沢区福浦二丁目15番地１ |
| テクニカルセンター | 神奈川県横浜市神奈川区金港町一丁目７　横浜ダイヤビルディング19階 |
| 東　京　支　店 | 東京都中央区八丁堀三丁目12番８号　７階 |
| 大　阪　支　店 | 大阪府大阪市西区南堀江一丁目４番19号　なんばスミソウビル３階 |
| 福　岡　支　店 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番35号　博多プライムイースト５階 |
| 名　古　屋　支　店 | 愛知県名古屋市中区栄二丁目５番13号　アイ・エスビル８階 |
| 宇　都　宮　工　場 | 栃木県宇都宮市平出工業団地31番８ |

### (9) 従業員の状況（2023年３月31日現在）

| 従　業　員　数 | 前期末比増減 | 平　均　年　齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 314名（29名） | 15名増（５名減） | 40.3歳 | 8.2年 |

（注）１．従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
２．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員）の直近１年間の平均人員数であります。

### (10) 主要な借入先

| 借　　入　　先 | 借　　入　　額 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 13　百万円 |

## 2. 会社の株式に関する事項

**（1）発行可能株式総数**　39,200,000株

**（2）発行済株式総数**　17,398,000株（自己株式37株を含む）

**（3）株主数**　2,953名

**（4）大株主**（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 株式会社M2W | 5,500,000株 | 31.61% |
| 守谷　貞夫 | 1,515,700株 | 8.71% |
| 守谷　順子 | 1,330,000株 | 7.64% |
| 濵　芽久実 | 1,100,000株 | 6.32% |
| 戸塚　昌代 | 1,050,000株 | 6.03% |
| 守谷　和香子 | 1,050,000株 | 6.03% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 571,800株 | 3.28% |
| 株式会社横浜銀行 | 378,000株 | 2.17% |
| 光通信株式会社 | 318,600株 | 1.83% |
| MTE従業員持株会 | 295,015株 | 1.69% |

(注)持株比率は自己株式（37株）を控除して計算しております。

**（5）その他株式に関する重要な事項**

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が65,000株、資本金が8,710千円、資本準備金が8,645千円増加しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

第１回新株予約権（2021年３月26日発行）

・新株予約権の数

640個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式　　320,000株（新株予約権１個につき　　500株）

・新株予約権の行使価格

１株あたり　　267円

・新株予約権の行使期間

2023年３月16日から2031年３月15日まで

・当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

| | 名　称 | 個　数 | 保有者数 |
|---|---|---|---|
| 取　締　役（社外取締役を除く） | 第１回新株予約権 | 310個 | ５名 |

2022年１月４日付で行った普通株式１株を５株とする株式分割により、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価格」は調整されております。

### (2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

# 4. 会社役員に関する事項

## （1）取締役及び監査役の氏名等（2023年３月31日現在）

| 地　位 | 氏　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 守　谷　貞　夫 | 上海守谷電梯有限公司（子会社）董事<br>東京エレベータ工業協同組合　理事長 |
| 専務取締役 | 鈴　木　　誠 | 船舶・サービス本部長<br>上海守谷電梯有限公司（子会社）董事 |
| 常務取締役 | 宮　本　公　夫 | 営業本部長 |
| 取　締　役 | 舟　橋　裕　之 | 営業副本部長兼大阪支店長 |
| 取　締　役 | 鬼　頭　　淳 | 生産本部長兼製造部長<br>上海守谷電梯有限公司（子会社）担当 |
| 取　締　役 | 櫻　井　智　一 | 技術本部長兼設計部長 |
| 取　締　役 | 土　屋　　寛 | 管理本部長兼総務部長 |
| 取　締　役 | 小　梶　清　司 | |
| 取　締　役 | 内　田　邦　彦 | 弁護士　内田邦彦法律事務所　所長 |
| 常勤監査役 | 松　葉　敏　宏 | 上海守谷電梯有限公司（子会社）監事 |
| 監　査　役 | 垣　内　　晃 | |
| 監　査　役 | 脇　阪　　守 | |

（注）１．取締役小梶清司、内田邦彦の両氏は、会社法に定める社外取締役であります。
２．監査役垣内晃、脇阪守の両氏は、会社法に定める社外監査役であります。
３．当社は、取締役小梶清司氏、内田邦彦氏、監査役垣内晃氏及び脇阪守氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役松葉敏宏氏は、金融機関における長年の経験と一般事業会社での役員の経験により培われた財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役垣内晃氏は、長年にわたる郵政省（現日本郵便株式会社）での経験と事業会社における監査役の経験により、会計を含む企業経営における相当程度の知見を有しております。
６．監査役脇阪守氏は、企業経営者としての豊富な経験と監査役としての経験もあり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
７．常務取締役宮本公夫氏は2023年3月31日付けをもって辞任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを意識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

**① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項**

取締役の報酬等は、役員報酬規程において世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定する方針並びに役職に応じた上限額を定めております。

**② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

取締役の報酬は、2021年３月15日開催の臨時株主総会において、年額420百万円以内と決議をいただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は９名（うち、社外取締役２名）です。

監査役の報酬は、2021年３月15日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議をいただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役２名）です。

**③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項**

取締役の個人別の報酬額の決定については2022年6月29日開催の取締役会決議に基づき代表取締役社長守谷貞夫が、その具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

守谷貞夫に委任した理由は、当社全体業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額（千円） | 報酬等の種類別の総額（千円） | | | | 対象となる役員の員数（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | 退職慰労金 | |
| 取締役（うち社外取締役） | 270,826<br>(9,540) | 188,700<br>(9,540) | 44,640<br>(−) | − | 37,486<br>(−) | 9<br>(2) |
| 監査役（うち社外監査役） | 22,870<br>(10,770) | 21,870<br>(10,770) | − | − | 1,000<br>(−) | 3<br>(2) |

（注）1．役員報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬に関する諸規程に基づき取締役会に諮り決定していることから、その個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。
2．退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額であります。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について

当社は、2022年３月29日開催の取締役会において、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性及び客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

また、2022年５月13日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について下記のとおり決議しております。

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう当社の業績とも連動した報酬体系とし、各取締役の役位や職責、業績等を踏まえた固定報酬としての「基本報酬」及び「業績連動報酬」、並びに役位や在任年数、功績等を勘案して決定される「退職慰労金」から構成され、いずれも金銭によるものとする。

なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から固定報酬としての基本報酬のみとする。

2．基本報酬の額又はその算定方法の決定方針

取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬については、既往実績や他社水準、当社社員の給与水準等を勘案し、役位ごとに報酬額に一定の幅を持たせる「報酬レンジ」を設定したうえで、当該レンジの範囲内で職責や遂行能力、担当業務等に応じて決定する。

社外取締役の基本報酬については、その果たす役割や世間水準等を総合的に勘案して決定する。

3．業績連動報酬の額の算定方法の決定方針

「当期純利益」の一定割合を業績連動報酬の総額の上限としたうえで、業績評価の指標としては、本業の収益力を端的に示す「償却前営業利益」を用いる。当該利益の対目標比及び対前年実績比から算出される業績連動係数（変動幅は50%～150%）をベースに業績連動報酬の基準額を算定し、その結果については、社員賞与や他社動向等とのバランスを考慮し一定の範囲で調整できるものとする。なお、各取締役への配分額決定にあたっては、取締役個人の貢献に報いるため、個人評価を反映できる仕組みを導入し、一定の範囲で個々の基準額を調整するものとする。

当事業年度における償却前営業利益は、893,466千円です。

4．報酬等の種類ごとの割合の決定方針

基本報酬と業績連動報酬の割合は、各々の報酬の性格並びに事業環境等を勘案しながら役位に順じて決定するものとし、そのおよその目安は、８：２～７：３の範囲（業績評価が100%の場合）とする。なお、退職慰労金については、その性質から報酬に占める割合は定めないものとする。

5．報酬等の支給時期

取締役報酬の改定は、原則として毎年定時株主総会開催の翌月から適用されるものとし、基本報酬は月額（定期同額）として、また、業績連動報酬についても前事業年度の業績評価等を反映して決定された額を12等分したうえで、基本報酬と合算し月額均等で支給されるものとする。

6．報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役の基本報酬額及び業績連動報酬額について、取締役会はその決議により、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の活動内容・担当職務・貢献度等の評価を行うに最適と認められる代表取締役社長守谷貞夫に、株主総会の決議による報酬額の枠内において、取締役会の決定した方針に則し決定するよう委任する。指名・報酬委員会は、その決定プロセス及び結果等について、決定方針等との整合性を照合し、委任された権限が適切に行使されていることを確認する。

7．退職慰労金

退職慰労金については、株主総会における退職慰労金贈呈議案の可決を条件とし、取締役会で定める役員退職慰労金規程に沿って、役位や職責、在任年数、功績等を勘案して決定されるものとし、取締役の退任時に一時金として支給される。

### (5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役小梶清司氏は、重要な兼職について該当事項がございません。

社外取締役内田邦彦氏の兼職先である内田邦彦法律事務所と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役垣内晃氏は、重要な兼職について該当事項がございません。

社外監査役脇阪守氏は、重要な兼職について該当事項がございません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社が知る限り社外役員の小梶清司、内田邦彦、垣内晃及び脇阪守の四氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務実行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者及び、その三親等以内の親族であったことはありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 氏　名 | 地　位 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|---|
| 小　梶　清　司 | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験・見地から、適宜意見・助言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 内　田　邦　彦 | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、主に弁護士として培った豊富な知識・見地から、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 垣　内　　晃 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、19回全てに出席し、また監査役会15回の全て出席し、長年のキャリアから必要に応じて、当社の経営全般に有用な発言を行っております。 |
| 脇　阪　　守 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、19回全てに出席し、また監査役会15回の全て出席し、企業経営に携わった豊富な経験・知識により経営上有用な指摘、意見を述べております。 |

# 5. 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

## (2) 報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 25,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、同意しております。

## (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等その他、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、会社の重要な業務執行の決定、社長の選定及び解職を行うほか、取締役の職務の執行を監督しております。

また、組織の構成と各組織の所掌業務及び権限を定める組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を策定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行っております。

### (2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令遵守の姿勢を明確にするため、社長直轄のリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議並びに管理統括をしております。

リスク管理規程を制定し、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の基本方針を遵守した行動をとるための「経営理念」を定め、社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。

内部監査室は、コンプライアンスの遵守状況を監査しております。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。

法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段として内部通報窓口を設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度規程を制定しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、原則として、従業員から部門長へ行う報告から日々の問題点やクレーム等の対応を確認し、部門長がリスクにつながる事項を発見した場合、ただちに社長又は取締役に報告を行うことでリスクを確認し、事前防止を図っております。また、リスク管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応を総務部が担当し、情報セキュリティ基本方針を定め、規程類とともに、取締役及び使用人全員に提示し周知徹底を図ります。

### (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び取締役会規程の定めに従い取締役会を原則として毎月１回開催し、取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録を作成し、適切に保管・管理しております。各部署の業務遂行に伴い決裁権限基準表に従い決裁される案件は、稟議書によって決裁し、適切に保管・管理しております。また、情報セキュリティ基本方針に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏えいや不適切な利用を防止します。

### (5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は、「子会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗情報の報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保しております。

子会社は、業務執行については「決裁権限基準表」等の規程によって、それぞれの権限を定めて職務の効率化を図っております。

当社内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施し、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告を行います。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

### (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

### (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。

取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告しております。

### (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性確保のため、社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、社内規程及び関係法令等との適合性を確保します。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備します。

### (10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」及び「反社会的勢力対応規程」を制定し、その中で反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行う際は、法令や社会規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方としております。

この基本的な考え方に基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除しております。

### (11) その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室と内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にしております。また、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は19回開催しており、経営上の意思決定を行っております。また、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

### (2) 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は15回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は取締役会を含む重要な会議への出席のほか、内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行を監査しております。

### (3) リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防及び迅速な対応のため、リスク管理規程及び内部通報制度規程等を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。

また、リスク管理委員会を設置し、経営層と現場との間で、リスク情報の疎通が適切に行われるような体制を備えております。さらに、従業員に対してはコンプライアンスに関する教育を実施することにより、意識向上に取組んでおります。

# 貸借対照表

(2023年３月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **8,737,719** | **流動負債** | **4,442,761** |
| 現金及び預金 | 2,639,438 | 支払手形 | 1,973,296 |
| 受取手形 | 9,840 | 買掛金 | 1,076,533 |
| 電子記録債権 | 95,582 | 一年内返済予定の長期借入金 | 13,316 |
| 売掛金 | 2,490,060 | リース債務 | 19,760 |
| 契約資産 | 1,520,205 | 未払金 | 12,208 |
| 仕掛品 | 1,026,756 | 未払費用 | 494,294 |
| 原材料及び貯蔵品 | 840,545 | 未払法人税等 | 263,841 |
| 前払費用 | 24,288 | 未払消費税等 | 21,151 |
| その他 | 91,002 | 前受金 | 110,878 |
| **固定資産** | **4,029,242** | 工事損失引当金 | 392,259 |
| **有形固定資産** | **2,456,042** | 製品保証引当金 | 22,839 |
| 建物 | 389,805 | その他 | 42,381 |
| 構築物 | 33,535 | **固定負債** | **785,266** |
| 機械及び装置 | 85,300 | リース債務 | 40,505 |
| 車両運搬具 | 6,481 | 退職給付引当金 | 143,623 |
| 工具、器具及び備品 | 45,014 | 役員退職慰労引当金 | 566,803 |
| 土地 | 1,204,447 | 資産除去債務 | 34,334 |
| リース資産 | 54,793 | **負債合計** | **5,228,028** |
| 建設仮勘定 | 636,662 | **(純資産の部)** | |
| **無形固定資産** | **135,248** | **株主資本** | **7,478,418** |
| 借地権 | 450 | 資本金 | 1,067,243 |
| ソフトウエア | 132,664 | 資本剰余金 | 919,353 |
| その他 | 2,134 | 資本準備金 | 919,353 |
| **投資その他の資産** | **1,437,951** | 利益剰余金 | 5,491,847 |
| 投資有価証券 | 339,891 | 利益準備金 | 35,750 |
| 出資金 | 130 | その他利益剰余金 | 5,456,097 |
| 関係会社出資金 | 19,430 | 別途積立金 | 50,000 |
| 長期前払費用 | 4,013 | 繰越利益剰余金 | 5,406,097 |
| 繰延税金資産 | 336,161 | 自己株式 | △24 |
| 差入保証金 | 134,078 | **評価・換算差額等** | **60,514** |
| 保険積立金 | 583,845 | その他有価証券評価差額金 | 61,942 |
| その他 | 20,400 | 繰延ヘッジ損益 | △1,427 |
| | | **純資産合計** | **7,538,933** |
| **資産合計** | **12,766,962** | **負債・純資産合計** | **12,766,962** |

# 損 益 計 算 書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **15,416,893** |
| **売上原価** | | **12,940,220** |
| **売上総利益** | | **2,476,672** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,699,221** |
| **営業利益** | | **777,451** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 28 | |
| 受取配当金 | 7,656 | |
| 受取保険金 | 2,127 | |
| 受取返戻金 | 23,160 | |
| 不動産賃貸料 | 3,315 | |
| 作業くず売却益 | 51,150 | |
| その他 | 6,680 | 94,119 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 219 | |
| 債権売却損 | 17,690 | |
| 為替差損 | 62,128 | |
| 株式交付費 | 83 | |
| その他 | 280 | 80,403 |
| **経常利益** | | **791,167** |
| **税引前当期純利益** | | **791,167** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 315,264 | |
| 法人税等調整額 | △103,371 | |
| 法人税等還付税額 | △62,431 | 149,461 |
| **当期純利益** | | **641,705** |

# 株主資本等変動計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 1,058,533 | 910,708 | 910,708 | 35,750 | 50,000 | 5,154,384 | 5,240,134 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 8,710 | 8,645 | 8,645 | | | | － |
| 剰余金の配当 | | | － | | | △389,992 | △389,992 |
| 自己株式の取得 | | | － | | | | － |
| 当期純利益 | | | － | | | 641,705 | 641,705 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | － | | | | － |
| 当期変動額合計 | 8,710 | 8,645 | 8,645 | － | － | 251,713 | 251,713 |
| 当期末残高 | 1,067,243 | 919,353 | 919,353 | 35,750 | 50,000 | 5,406,097 | 5,491,847 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | － | 7,209,375 | 44,038 | － | 44,038 | 7,253,413 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | | 17,355 | | | － | 17,355 |
| 剰余金の配当 | | △389,992 | | | － | △389,992 |
| 自己株式の取得 | △24 | △24 | | | － | △24 |
| 当期純利益 | | 641,705 | | | － | 641,705 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | － | 17,904 | △1,427 | 16,476 | 16,476 |
| 当期変動額合計 | △24 | 269,043 | 17,904 | △1,427 | 16,476 | 285,520 |
| 当期末残高 | △24 | 7,478,418 | 61,942 | △1,427 | 60,514 | 7,538,933 |

# 個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　……償却原価法（定額法）

関係会社出資金　……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　……時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　……移動平均法による原価法

② デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料……総平均法

仕掛品……個別法

貯蔵品……最終仕入原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法

（リース資産を除く）　ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　６～50年

構築物　７～20年

機械及び装置　12年

② 無形固定資産……定額法

（リース資産を除く）　なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）　５年（社内における利用可能期間）

③ リース資産　……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において未引渡の工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、損失見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金……販売した製品に係る保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の実績率を基礎として計上しております。

④ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

a.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b.数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主として荷物用エレベーターの製造・販売、据付及び保守・修理を行っております。顧客との契約から生じる収益に関する主要な売上高の種類別の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

① エレベーターの設置……設置に係る工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、当該工事の着工日より、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される見積工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

② エレベーターの保守……保守・点検契約を締結しております。当該契約については、契約期間中に均一のサービスを提供するものであるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、顧客に保守サービスを提供する期間に応じて収益を認識しております。

③ エレベーターの修理等……修理を完了した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法……株式交付費を支出時に全額費用処理しております。

② ヘッジ会計の方法　……繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

a.ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・原材料輸入にかかる外貨建仕入債務又はその予定取引

b.ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部要領により、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約を行っております。

c.ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の負債又はその予定取引は、同一通貨、同一期日であり、重要な条件が完全に一致していることから、有効性の判定は省略しております。

2．会計上の見積りに関する注記

（1）工事損失引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額　　392,259 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の翌事業年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を工事損失引当金として計上しております。

工事損失引当金の見積りは、契約毎にプロジェクトの進行を通じてリスク管理を行い、見積工事原価の総額が請負金額を上回ると予想される場合、引当金が必要となります。また、将来、見積工事原価総額の見積りの前提等（設計変更や材料海外調達に係る為替変動）により追加引当金が発生する可能性があり、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（2）一定の期間にわたり収益を認識した設置工事高

① 当事業年度の計算書類に計上した金額　　2,145,377 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

エレベーターの設置は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される見積工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

将来、見積工事原価総額の見積りの前提等（設計変更や施工条件）の変更により進捗度が増減する可能性があり、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

| | |
|---|---|
| ①建物 | 230,227千円 |
| ②構築物 | 4,673千円 |
| ③土地 | 1,191,500千円 |
| 計 | 1,426,402千円 |

対応債務　　長期借入金　　－千円
（1年内に返済期限到来分を含む。）

上記の他に、輸出した製品に係るパフォーマンス・ボンド(契約履行保証状)の担保として、定期預金1,532千円を差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　958,669千円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額 | 2,150,000千円 |
| 借入実行残高 | －千円 |

(4) 受取手形割引高及び電子記録債権割引高

| | |
|---|---|
| ①受取手形割引高 | 189,266千円 |
| ②電子記録債権割引高 | 227,656千円 |
| 計 | 416,922千円 |

4．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 17,333,000 | 65,000 | － | 17,398,000 |

（変動事由の概要）

新株予約権の権利行使による新株発行に伴う増加　　65,000株

（2）自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | － | 37 | － | 37 |

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取りによる増加　　37株

（3）当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2022年６月29日定時株主総会 | 普通株式 | 259,995 | 15.0 | 2022/03/31 | 2022/06/30 |
| 2022年10月18日取締役会 | 普通株式 | 129,997 | 7.5 | 2022/09/30 | 2022/12/09 |

（4）当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2023年６月29日定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 130,484 | 7.5 | 2023/03/31 | 2023/06/30 |

（5）当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　320,000株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 工事損失引当金 | 119,953千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 173,328 〃 |
| 土地 | 73,639 〃 |
| 未払賞与 | 78,738 〃 |
| 棚卸資産評価損 | 62,208 〃 |
| 未払事業税 | 17,575 〃 |
| 退職給付引当金 | 43,919 〃 |
| 繰延ヘッジ損益 | 628 〃 |
| その他 | 23,138 〃 |
| 繰延税金資産小計 | 593,131千円 |
| 評価性引当額 | △223,055 〃 |
| 繰延税金資産合計 | 370,076千円 |
| | |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △27,721千円 |
| その他 | △6,192 〃 |
| 繰延税金負債合計 | △33,914千円 |
| 繰延税金資産純額 | 336,161千円 |

6．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、エレベーターの製造、販売及び保守事業を行うために必要な設備資金を、主に銀行借入によって調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避する目的で利用し投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は与信管理規程に基づいて新規取引開始時に与信審査を行うとともに、発生した営業債権については、残高及び回収状況を毎月管理して取引先の信用状況の適時な把握を図っております。投資有価証券は、主に取引先企業の株式であり、市場価格の変動に晒されております。当社は時価を定期的に把握するとともに、取引先との関係を考慮して保有状況を定期的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、支払期日が１年以内であり、短期間に決済されるものです。借入金については、変動金利と固定金利を適切にミックスすることにより、金利変動リスクの管理と資金調達コストの抑制の両立を図る方針です。これらの負債に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できないリスク）については、経理部が毎月資金繰り計画を更新することによって管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---|---|---|---|
| (1) 投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 10,000 | 10,009 | 9 |
| その他有価証券 | 328,891 | 328,891 | － |
| 資産計 | 338,891 | 338,900 | 9 |
| (1) 長期借入金 | 13,316 | 13,302 | △13 |
| 負債計 | 13,316 | 13,302 | △13 |
| (1) デリバティブ取引 | | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (2,055) | (2,055) | － |
| デリバティブ取引計 | (2,055) | (2,055) | － |

① 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形」「買掛金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が簿価に近似するものであることから、記載を省略しております。

② 「長期借入金」には、１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

③ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味の債務は（　）で表示しております。

④ 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

| 区分 | 貸借対照表計上額<br>(千円) |
|---|---|
| 非上場株式 | 1,000 |
| 関係会社出資金 | 19,430 |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| (1) 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 328,891 | － | － | 328,891 |
| 資産計 | 328,891 | － | － | 328,891 |
| (1) デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | － | 2,055 | － | 2,055 |
| 負債計 | － | 2,055 | － | 2,055 |

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| (1) 投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| 国債・地方債等 | － | 10,009 | － | 10,009 |
| 資産計 | － | 10,009 | － | 10,009 |
| (1) 長期借入金 | － | 13,302 | － | 13,302 |
| 負債計 | － | 13,302 | － | 13,302 |

※時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示される価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

7．賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8．収益認識に関する注記

（1）収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を売上高の種類別に分解した情報は次のとおりです。

(単位：千円)

| | エレベーター（船舶用を除く） | 船舶用エレベーター | 保守・修理 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 一時点で履行義務が充足する財又はサービス | 3,516 | 146,622 | 2,363,045 | 2,513,183 |
| 一定の期間にわたり履行義務が充足する財又はサービス | 8,439,069 | 304,986 | 4,159,653 | 12,903,709 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 8,442,585 | 451,608 | 6,522,699 | 15,416,893 |
| 売上高 | 8,442,585 | 451,608 | 6,522,699 | 15,416,893 |

（2）収益を理解するための基礎となる情報

１.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当事業年度における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債（前受金）の期首及び期末の残高は下記のとおりです。

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。また、契約負債の増減は、支払条件による前受金の受領（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

(単位：千円)

| | 当事業年度 | |
|---|---|---|
| | 期首残高 | 期末残高 |
| 顧客との契約から生じた債権 | | |
| 受取手形 | 8,704 | 9,840 |
| 電子記録債権 | 75,624 | 95,582 |
| 売掛金 | 2,266,082 | 2,490,060 |
| 計 | 2,350,411 | 2,595,483 |
| 契約資産 | 1,281,494 | 1,520,205 |
| 契約負債 | 276,905 | 110,878 |

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当事業年度末時点で10,653,370千円であります。当履行義務は主にエレベーターの設置におけるものであり、期末後、概ね１年以内に収益として認識されると見込んでおります。

なお、保守による履行義務は時の経過とともに収益に認識されるため、修理による履行義務は予想される期間が１年以内であるため、上記履行義務の金額に含んでおりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　433円32銭

(2) １株当たり当期純利益　37円02銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月26日

守谷輸送機工業株式会社
取締役会　御中

**ＥＹ新日本有限責任監査法人**
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴　木　　聡 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鹿　島　寿　郎 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、守谷輸送機工業株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第76期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月30日

守谷輸送機工業株式会社　監査役会

常勤監査役　松　葉　敏　宏　㊞

監査役（社外監査役）　垣　内　　晃　㊞

監査役（社外監査役）　脇　阪　　守　㊞

（注）垣内晃、脇阪守は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

**会 場**

神奈川県横浜市金沢区福浦1-1-1

## 横浜テクノタワーホテル　3階　麗峰




**交 通**

■ 京浜急行「金沢八景駅」乗り換え

横浜シーサイドライン「産業振興センター駅」下車　出口2より徒歩１分

■ ＪＲ「新杉田駅」乗り換え

横浜シーサイドライン「産業振興センター駅」下車　出口2より徒歩１分

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。